◎新潟県告示第1105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第17条第１項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年９月17日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

１　都市計画の種類及び名称

(1) 種類　糸魚川都市計画道路

(2) 名称　３・４・１号　糸魚川停車場線

３・４・５号　南通り線

３・４・16号　青海川線

３・５・20号　青海駅大沢線

２　都市計画を変更する土地の区域

(1) ３・４・１号　糸魚川停車場線

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

糸魚川市大町一丁目及び大町二丁目の各一部

(2) ３・４・５号　南通り線

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

糸魚川市上刈一丁目、上刈二丁目、上刈三丁目、清崎、一の宮二丁目、一の宮三丁目、一の宮四丁目、一の宮五丁目、蓮台寺一丁目、蓮台寺二丁目、京ヶ峰一丁目、京ヶ峰二丁目、南押上一丁目及び南押上三丁目の各一部

(3) ３・４・16号　青海川線

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

糸魚川市大字青海字馬新田、字金十郎谷内及び字石垣の一部

(4) ３・５・20号　青海駅大沢線

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

糸魚川市大字青海字於瀬戸、字殿谷内、字石垣、字金十郎谷内、字石曾根、字クルヒ立前、字クルヒ立、字谷内、字大沢、字下ケロ、字西角地及び字大沢向の各一部

３　都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間　自　平成25年９月17日

至　平成25年10月１日

(2) 場所

ア　糸魚川市南押上１丁目15番１号（〒941－0052）

糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

イ　糸魚川市一の宮１丁目２番５号（〒941－8501）

糸魚川市産業部都市整備課

４　その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。